

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定
交渉に関する意見書（案）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉について、我が国は、今まさに重大な局面を迎えている。

さきで開催された日米首脳会談の共同声明では、日米間において貿易上のセンシティブティが存在することを確認した。しかし、これらに関税撤廃の対象から除外することが確認されたわけではないことから、我が国が懸念している、米、牛肉、乳製品等の重要な農産品が関税撤廃の対象から除外されるかどうかは、極めて不透明な状況にある。

TPP協定交渉への参加については、農業分野への影響が大きいとされていることから、政府は、これまでの地方議会の議論や農業関係者等地域の声を真摯に受け止めて対応すべきである。

よって、政府においては、TPP協定交渉について、国民に十分な情報提供を行い、国民的な議論を尽くすとともに、国益を守るための明確な方針を早急に確立し、我が国の農業・農村を守るために必要な対策を講じるよう強く要請する。